

内子町避難行動要支援者避難支援プラン

(全 体 計 画)



令和 7 年 1 月

目 次

1	目的	1
2	用語の定義	1
3	避難行動要支援者名簿の作成	1
4	個別避難計画の作成	2
5	情報の提供	3
6	要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための 通知又は警告の配慮	4
7	避難支援等関係者の安全確保	4
8	避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割）	4
9	支援体制の確保	4
10	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の避難支援に協力を 依頼する企業団体等との協定締結	4
11	避難行動要支援者の避難場所	5
12	避難場所までの避難路の整備	5
13	避難場所までの避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制	5
14	避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法	5
15	制度の周知	5

1 目的

この避難支援プランは「災害対策基本法（昭和36年法律223号）」及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、災害発生時、又は災害発生の恐れがある場合に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者の避難行動に必要な名簿作成等に関する事項について定め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

2 用語の定義

（1）要配慮者

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者

（2）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時、又は災害発生の恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

（3）避難支援者

災害時等に、あらかじめ担当する避難行動要支援者へ災害に関する情報の伝達や、安否確認、避難誘導などの支援をする者

避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、災害時等に避難支援等ができない場合や、事故等が発生しても責任を伴うものではない。

（4）避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

3 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に実施するための基本となる、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、支援が必要な者の把握に努める。

（1）名簿掲載対象者の範囲

名簿掲載対象者の範囲は、生活の基盤が自宅にある避難行動要支援者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- ①身体障害者であって、その障害の程度が1級または2級の者
- ②知的障害者であって、その障害の程度がA判定の者
- ③精神障害者であって、その障害の程度が1級の者
- ④75歳以上の高齢者のみの世帯
- ⑤要介護認定3以上を受けている者
- ⑥その他特に必要があると認める状態にある者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に当たり、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、町で把握していない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求めるよう努める。

また、町による郵送や民生委員又は自主防災組織等の協力のもと、個別訪問などにより、支援が必要な個人情報を把握する。

(3) 名簿の記載事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、次により名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(ア) 更新頻度

毎年度1回（4月1日を基準日）更新する。

(イ) 更新方法

- ①町は、住民基本台帳等による転居、転出、死亡等を更新する。
- ②避難支援等関係者は、避難行動要支援者の異動等に関する情報を入手した場合は町に連絡し、町は名簿を更新する。

(5) 名簿作成に関する関係部署の役割分担

名簿には、総務課および保健福祉課が作成及び更新を行い、作業完了時には互いに作業内容を報告し、情報の共有を図ること。

また、避難行動要支援者の異動等に関する情報を入手した庁内関係部局は、総務課へ報告する。

4 個別避難計画の作成

町は名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するように努める。

(1) 作成及び情報提供に関する同意確認

避難行動要支援者に目的を説明し、同意確認を行う。

(2) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には3 (3) の事項に加えて、次の事項を記載する。

- ①緊急連絡先
- ②避難時の配慮に関する情報
- ③避難支援者の情報
- ④避難場所及び避難経路の情報

(3) 個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、名簿情報と合わせて、個別避難計画も最新の状態に保つよう努める。

(4) 個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担

名簿と同様に、総務課および保健福祉課にて行う。また、福祉専門職による参画も検討する。

5 情報の提供

(1) 平常時の情報提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿及び個別避難計画を提供するものとする。ただし、平常時における提供については、本人又は避難支援者の同意が得られない場合は、提供しないものとする。

(2) 災害時の情報提供

町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に対し、名簿及び個別避難計画を提供することができる。

この場合、名簿を提供することについての本人の同意を得ることを要しない。

(3) 情報漏えい防止対策

町は名簿及び個別避難計画提供に際して、適正な情報管理を図るよう、次のとおり対策を行う。

- ①名簿及び個別避難計画の提供については、担当地域の関係者に限り提供を行う。
- ②提供の際、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③名簿及び個別避難計画の複製を必要以上に行わないよう指導する。
- ④災害時の情報提供により本人不同意の名簿及び個別避難計画を提供しているものについては、災害対応収束後、速やかに回収を行う。

6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合においては、内子町地域防災計画に基づき、避難情報等を発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。

避難指示等の情報伝達手段については、防災行政無線だけでなく、緊急速報メール、町広報車、消防団による広報、町ホームページ等多様な手段を活用する。

7 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身とその家族等の安全確保が最優先であり、安全確保に十分留意した上で、地域の特性や災害の状況に応じ可能な範囲で避難支援行動に努めるものである。

そのため、被災状況によっては、避難支援等関係者の支援が受けられない場合もあることについて、事前に避難行動要支援者への理解を得るよう、周知徹底を図る。

8 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）

民生委員及び自主防災組織は、災害時の避難支援体制を構築するため、日頃から地域の要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域での支援ネットワークづくりに努めるものとする。

災害時における避難支援等関係者は、名簿を活用した情報伝達及び安否確認、避難の支援に努める。

9 支援体制の確保

（１）庁内避難行動要支援者支援体制については、総務課及び保健福祉課において、横断的連携を図り、次の業務を実施する。

- ①避難行動要支援者情報の共有化
- ②個別避難計画の策定
- ③民生委員、自主防災組織等の支援体制整備構築への支援

（２）避難支援者は、原則として、近所に居住する人の中から選定するものとし、避難行動要支援者本人の意向を出来る限り尊重した上で、可能な限り複数（２名）の選定に努める。

10 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の避難支援の協力を依頼するため、福祉事業者をはじめ民間事業者や関係団体等との災害時応援協定締結の拡大に努める。

1 1 避難行動要支援者の避難場所

避難にあたっては、生命及び身体の安全を最優先とし、町が開設する指定避難所に避難する。指定避難所での生活が困難な場合は、指定福祉避難所、医療機関等へ移送を行う。

1 2 避難場所までの避難路の整備

町は、避難行動要支援者の身体状況等を考慮し、安全な避難路の整備に努める。

1 3 避難場所までの避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

避難行動要支援者が円滑な避難生活を送り、災害関連死を避けるため、避難所の責任者等が必要な配慮を行えるよう、避難行動要支援者及び避難支援者は当該避難行動要支援者の情報を当該避難所の責任者に引き継ぐこととする。

引継ぎを受けた責任者は、その情報を適切に管理するとともに、避難所運営の際の見守り体制等に活用するよう努める。

1 4 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法

災害発生時、又は災害発生の恐れがある場合、生命又は身体の安全を図るため避難した避難場所は、必ずしもその後の避難生活に適した場所と一致しない場合がある。

そのため、避難支援等関係者は、地域や町と連携し、避難行動要支援者の安全な避難誘導、搬送等の支援に努めるものとする。

1 5 制度の周知

町長は、町ホームページ等を通じて、この避難支援プランに定める制度の周知を図る。

附則 この内子町避難行動要支援者避難支援プランは、平成27年3月30日より、施行する。

附則 この内子町避難行動要支援者避難支援プランは、令和7年1月31日より、施行する。